



おおみやだより

春号 2022



(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部 広報誌



公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部

支部長 豊田 茂

日頃より、会員の皆様には支部運営に對しまして御理解・御協力を賜り改めまして衷心より感謝と御礼申し上げます。

令和三年度も第四波・第五波の新型コロナウイルス感染症拡大により、会員の皆様方の交流・親睦を図る支部行事等を中止せざるを得ませんでした。ですが各委員会ではコロナ感染が終息するのを願って会場や講師等の手配を準備しており、感染の状況を見た上で実施するしなを判断していましたが結果的に殆どの行事が残念ながら中止とせざるを得ない状況となりました。

今年宅建協会設立五十五周年を迎えると共に公益社団法人に認定を受け十周年となる記念すべき年でも有ります。又、大宮支部では青年部が発足十五周年を迎える事が出来ました。コロナ感染が終息し、会員の皆様と共に記念すべきこれ等の周年行事が開催出来れば幸いです。

又、昨年の後半よりハトマークブランディング活動の一環として埼玉県宅建協会会長より全宅連に提唱がなされ、全宅連を通して全国的に「ハトマーク運動」が始まっております。気づけばそこにハトマーク”をスローガンに、ハトマークのバッジをつける、名刺にハトマークを入れる、事務所にハトマークを掲示する等、会員の皆様に御協力を頂きハトマークのPR活動が出来ればと思います。そしてハトマークブランディングの標語の「安心・安全・満足の不動産取引を支えるハトマークの宅建協会」をモットーに、本協会及び会員の信用と信頼を築ければと思います。

今後共、支部運営に、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、新型コロナウイルス感染症のより早い終息を願うのと会員の皆様の益々の御繁栄・御健勝を御祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

～一年間を振り返って～

委員長・部長挨拶

総務財務・広報委員会 委員長 渡邊 健一

会員の皆様こんにちは。今期は、前期に引き続きコロナとの向き合い方をどうするか？ということに大変悩まされました。そんな中、委員一丸となって取り組んだのが、第8回となりました介護セミナーです。まずは後援をいただくために、さいたま市社会福祉協議会、さいたま市役所などに申請をし、次に講演のメインである岩槻南病院の丸山院長様に講演の依頼を行うと共に会場設営や進め方などの相談、アドバイスを頂きました。また、同じく、岩槻南病院開催の健康イーザーダンスにも実際に参加し、健康増進のための勉強をさせて頂きました。介護セミナー開催時は、人数制限、間隔、消毒、体温、マスク着用、などの感染対策を徹底し、無事好評に終わることが出来ました。講師の方々との打ち合わせや、セミナー参加者の集客等運営に関して、委員や事務局、また青年部の方々にまでお手伝い頂き、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。また、来場者のアンケート結果からも大変良かったとお褒めの言葉や今後の要望も頂戴しましたので、今後の運営に生かしたいと思っております。

そして、残念なことは、昨年同様、新年賀詞交歓会の

中止です。こちらは、会場の都合や来賓、催し物などの段取りがあるため、早い段階で結論を迫られる状況でした。年明け早々、変異株が増えるという可能性があり、安全を最優先にして開催を断念しました。私の任期中に一度も開催できなかったこと、非常に残念です。いつか盛大に開催できる日が来ることを期待したいと思います。

この一年、皆様方には本当に大変お世話になりました。今後も引き続き、ご協力、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



情報・政策・業務支援委員会 委員長 根岸 昭博

コロナと騒がれてからもう2年が経ちました、私の担当委員会は親睦の企画が多いのですが、昨年実施できたのは7月7日に開催しました会員親睦ゴルフ大会だけでした。大会を開催すると判断した時の6月8日のコロナの新規患者数は370人（東京都）でした、大会当日の7月7日のコロナ新規患者数は900人（東京都）それから第5波が来ましたが、9月の会員親睦旅行、10月の親睦ソフトボール大会、11月の各区の区民フェアも中止になりました。そして令和4年3月2日には予定していました会員親睦ポーリング大会はオミクロンで中止となりました。そんな中、コロナ禍で頑張っている医療従事者

の方達の為に11月20日さいたま新都心駅で募金活動を行いました、宅建協会大宮支部のPRもかねて浮く風船と宅建協会大宮支部の「コロナに負けるな」ティッシュの配布を致しました。募金は埼玉新聞社を通して県の医療機関担当に寄付をさせて頂きました。

オミクロン株はこれからどうなるのでしょうか、来期の予定もどうなるかわかりませんがコロナが終息に向かっていようなら楽しい企画を考えますので会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

青年部 部長 伊藤 克尚

皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。まだまだ流行病の影響が収まらない日々が続いており、医療・看護関係者をはじめ、生活基盤を支えるために日夜汗を流されている大勢の方々には心より頭が下がるばかりです。このような状況の中、宅建協会大宮支部青年部と致しまして目に見える変化は僅かかもしれませんが、大きな時代の変化を迎えている現在、在宅勤務や転勤の減少など暮らし方や働き方の変化に対して柔軟かつ的確に快適な住環境を提供できるよう努めたい次第でございます。また近年徐々にですが不動産取引においてもインターネットを利用した物件情報のご提供や取引の電子化も進んで参りました。今年は更に電子化を加速させ不動産取引が今まで以上に安全で迅速に行われるよう改善していきたいと考えております。また青年部の大きな取り組みとして地域にお住まいのお子

様やご高齢の方が安心・安全に過ごせるよう毎月駅周辺等で『防犯パトロール』を行っております。その他にも各区役所主催の『市民祭り』の参加や各区役所で行われている『無料不動産相談会』等にも参加させて頂いております。残念ながらコロナ禍で昨年は感染拡大防止の観点からあまり活動することが出来ませんでした。今年皆様方が安心して活動できる世の中になっていることを心より願っております。

なお改めてお伝えするまでもなく青年部の活動は地域の皆様や宅建協会会員の方のご協力により成り立っております。何卒より一層のご指導ご鞭撻とご協力をいただければ幸いです。次世代の人材育成にも力を入れ益々活動的な部会となりますので今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

相談・法令遵守委員会 委員長 江原 伸二

会員の皆様こんにちは。相談・法令遵守委員会に対し日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。今期ももう少しで終わろうとしていますが、この1年を振り返り新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の疲弊 特に中小零細企業は厳しい1年であったと思います。また、今年もオミクロン株が広がりを見せウイルス根絶はまだ先のようです。

相談・法令遵守委員会も活動が、停滞しており、なすすべを失っております状況のなか昨年11月9日にスキルアップセミナーを開催する事が出来ました。無料相談会に関しましては、感染を危惧することから中止を余儀なくされることが多く思うような活動ができませんでした。

2月25日にスキルアップセミナーを開催予定で準備を進めておりますが、開催も危ぶまれる状況のなかでも相談・法令委員会 委員一丸となり諦めず止まることなく

知恵を出し合い会員の皆様の一助になることを模索しております。

今後ともご指導ご鞭撻を賜ります様よろしくお願い申し上げます。

最後に会員の皆様と社員そしてご家族の益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げます。



会員サポート部会 部長 大和田 武

会員サポート部会は4年前の平成30年（2018年）より、支部会員に役立ち、喜んで頂けるサポートを企画してもらいたいと新設されました。

今年度も会員相互の交流事業として支部会員だけでなく社員やご家族の皆様も参加できる「バーベキュー大会」や、お年寄りも気軽に参加できる企画として「グランドゴルフ」等を予定していましたが、昨年同様、新型コロナウイルスの状況により、皆様の健康と安全を考慮し、大変残念ではありましたが中止とさせて頂きました。

つきましては、令和3年度の会員サポート企画部会としまして、災害時にも暗い所を照らしてくれ大変便利な、オリジナル「6LE Dライトバー」を作成致しましたので、心ばかり

の品ですが、お役立て頂ければ幸いです。

また、弁護士による「無料法律相談」・宅内トレーニング「Let's宅トレ」は、引き続き継続事業として行っておりますので、ご活用・ご参加頂ければと思います。



あなたの宅地建物取引士証の有効期限は大丈夫ですか？

更新のための講習会は有効期限満了の6ヶ月前から受講可能です

宅建業免許更新は提出期間経過で免許が失効します！

免許権者への提出期間は免許満了日の90日前から30日前までです

大宮 OMIYA

(株)ライブ大興 代表取締役 田中 圭一 浅間町1-4-2 TEL:048-871-7788	(株)エールーム 大宮店 代表取締役 礒上 仁志 大門町2-88 大野ビル4階 TEL:048-788-4805
(株)R 代表取締役 奥富 健吾 下町3-7-1-F 2602号 TEL:048-641-0505	(株)ミタスプロパティ 代表取締役 細井 潤一 天沼町1-138-9-20 TEL:048-640-3377
(株)大慶不動産 代表取締役 茅島 友治 天沼町1-65 TEL:048-644-1701	パクスホーム(株) 代表取締役 足立 安輝 桜木町4-123-3 TEL:048-788-4309
(株)チェスター 代表取締役 大山 秀夫 仲町2-28-2 Mitsutaka Bldg2階 TEL:048-700-4032	(株)ライフプランホーム 代表取締役 野本 竜矢 仲町2-71 ソシオ大宮6階 TEL:048-700-3633
(株)宣興 代表取締役 高橋 茂 上小町304-1 TEL:048-647-2721	(株)桧家住宅 埼玉支社不動産埼玉営業所 代表取締役 荒井 孝子 三橋2-913-1 TEL:048-729-8989
(有)さいたま不動産 代表取締役 高木 佑樹 大門町3-150-1 カーサソール大門302 TEL:048-788-3281	(株)柵徳 代表取締役 星野 敏之 堀の内町1-697 TEL:048-658-5600
(株)エムズプランニング 代表取締役 本田三由紀 土手町3-88-1-104 TEL:048-782-7735	新埼玉産業(株) 代表取締役 阿戸 健次 大宮区仲町1-119-1 TEL:048-643-6487
(株)中央住宅 ポラス住まいの情報館大宮営業所 代表取締役 品川 典久 上小町482-2 第8横溝ビル8F TEL:048-877-3400	(株)FPR さいたま大宮支店 代表取締役 牛島 大輔 桜木町4-241-2 山崎第2ビル4階 TEL:048-640-3220
(株)OS 代表取締役 菊池 洋平 桜木町2-449-2F TEL:048-729-8068	虹久昇コレクション(有) 大宮支店 代表取締役 三上千奈美 大門町2-86 田原ビル3F TEL:048-662-9203
ネストハウス(株) 大宮支店 代表取締役 齋藤 江理 宮町4-123 大栄ツインビルS館 TEL:048-782-9111	(株)シンメイライフ 代表取締役 石田 大介 桜木町2-362 TEL:048-606-3051
(株)都市総合開発 代表取締役 杉村 俊明 仲町2-25 TEL:048-647-0111	(株)タイユウ 代表取締役 中山 一夫 仲町2-25 松亀プレジデントビル506 TEL:048-662-9323
(株)アルシェ建物 代表取締役 中島 祥雄 桜木町2-1-1 TEL:048-871-7788	ワールドセブンシーズ(株) 代表取締役 高橋 誠一 大成町1-212 TEL:048-782-6022
ライフネットホーム(株) 大宮西口店 代表取締役 中村 俊平 桜木町2-324 松本ビル1階 TEL:048-871-7788	(株)トラスト・アップ 代表取締役 新井 康司 三橋4-9-3 TEL:048-783-2686
グレイスホーム 代表取締役 金澤 満 宮町2-71-1 TEL:048-871-7141	(株)Solanoiro 代表取締役 杉野 香織 土手町1-33-2 ジェイドパレス1F TEL:048-662-9320

(株)スピークアウト
代表取締役 柴田 修
吉敷町2-26 鈴木ビル405
TEL:048-640-5051



新
入
会
員
ご
紹
介

北 KITA

(株)百合 代表取締役 金子 恵介 日進町2-1506-20 TEL:048-783-2372	ファーストインクス(株) 代表取締役 小島 幸二 宮原町2-25-6 4F TEL:048-661-6487
(株)ドリームワン 代表取締役 大草 史隆 東大成町2-376-13 TEL:048-668-0609	シーコンクリエーション(株) 代表取締役 金子 晃広 宮原町2-25-6 4F TEL:048-661-6477
(株)ライフイズ 代表取締役 小林 康雄 日進町2-1005-1 コーポ高野302 TEL:048-716-1743	(株)ディスカバーエステート 代表取締役 菅本 嘉彦 日進町1-483-22 TEL:048-729-8360
山口建設(株) 代表取締役 山口 一男 奈良町36-3 TEL:048-663-5548	(株) LAMD NEXT 代表取締役 星野 拓也 奈良町113-5 奈良ハイツ102 TEL:048-667-5077

西 NISHI

(株)十きち不動産 代表取締役 渡邊 真基 宮前町257 TEL:048-729-6717	合同会社 POLARIS 代表取締役 星 あかね 三橋5-2234-2 TEL:048-780-2189
---	--

見沼 MINUMA

コガネイハウジング(株) 本店 代表取締役 小池 敏雅 東大宮4-23-2 TEL:048-782-5506	(株)住宅サービス 代表取締役 大山 卓也 東大宮4-46-10 TEL:048-662-0650
(株)樹工務店 代表取締役 伊藤 智樹 中川520-6 TEL:048-797-5305	



古希の御祝い ~古希を迎えられた皆様です~

(株)アイダ設計 本店	會田 貞光 様	(株)クレストプランニング	尾木 俊彦 様
(有)Arai Building Co. (ABC)	新井 孝治 様	(株)サンシティホーム	安田 博英 様
(株)ウイロウベル	カ丸 実 様	(株)ジオ	岩崎三恵子 様
(株)エコハウス	星 千代子 様	(有)泰斗	小内 清高 様
(株)エステル 大宮支店	高宮 早苗 様	松本ジャスティス(株)	松本 悦一 様
大宮不動産鑑定所	切敷 幸志 様	(株)山生	内山 昇 様
川村商工ビル(株)	川村 郁夫 様	おめでとうございます	

スキルアップセミナー

令和3年11月9日（火）、プラザノース多目的ルームにおいて「不動産スキルアップセミナー」が開催されました。



講演は2部構成とし、第1部は「さいたま市の防災対策（水害対策）」と題して、さいたま市総務局危機管理部の高野様にご講演をいただきました。第2部は「不動産トラブルの実例」について埼玉県宅地建物取引業協会本部より花城様にご講演いただきました。

令和2年8月より不動産取引における災害のリスクについてハザードマップ等により説明することが義務化されており、不動産のトラブルを未然に防ぐための有意義なセミナーとなったと思います。また、当日は新型コロナウイルスの対策として入場者を80名とし、検温と消毒を徹底し、座席の間隔を十分に取って開催しました。

介護セミナー

令和3年11月25日（木）、プラザノース多目的ルームにおいて「第8回介護セミナー」が開催されました。講師には「岩槻南病院 院長 丸山泰幸先生」をお招きし、「ロコモ体操で健康寿命を延ばそう」と題して講演と理学療法士の先生の指導の下、実際にロコモ体操を体験していただきました。



コロナ禍の中でしたが、感染予防対策（検温と消毒）と十分な距離を取り開催することができました。

不動産広告掲載における注意事項！

～不動産の公正競争規約違反が見受けられます！～



「消し忘れ」「ついウっかり」という言い訳は通用しません！
故意でなくてもおとり広告になります。

少なくとも2週間に1度は必ず物件の状況確認を！

「おとり広告」を発生させる事例

ポータルサイトだけでなく自社ホームページ等の全ての広告において適用されます。

- ・ネットなどに掲載している物件の成約状況を確認せずに長期間にわたり掲載し続けること。
- ・自社の管理能力を超えた多数の物件を掲載すること。

違反した場合

各ほ一たるサイトへの広告掲載を原則として1か月以上の掲載停止等の処分が下る場合もあります。

- ・2020年度は1社が掲載停止になりました。
- ・2017年1月に施策が開始されてから総数171が掲載停止となりました。

本件に関するお問合せはこちら Tel.048-811-1868（事業推進課）

屋外広告物にご注意！重い罰則が待っています

道路上のカラーコーンを使った物件広告、段中などに表示するはり紙・はり札は埼玉県屋外広告物条例に違反するだけでなく公正競争規約による規制も受けます。

屋外広告で違反すると・・・

- ①公正競争規約に違反した場合は500万円以下の違約金課徴、ポータルサイトへの広告掲載1ヶ月停止などの措置があります
- ②道路上に設置した広告物が原因により事故等が発生した際には被害者が損害賠償を請求する可能性があります。
- ③埼玉県屋外広告物条例に違反した場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

不動産広告に関するご相談は

公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会
Tel. 03-3261-3811

弁済制度は、保険制度ではありません！

弁済制度とは、宅地建物取引業に関する取引により会員が負った債務（取引の相手方の債権）を認証限度額の範囲内で全宅保証が会員に代わり取引の相手方等に弁済する制度です。

全宅保証は、認証申出を受けたならば、申出債権について審査のうえで認証の可否を決定します。

認証決定され申出人への弁済金還付（＝支払）が完了すると、宅地建物取引業法第64条10の3に基づき、当該会員に対して『還付充当金納付請求書』により還付充当金の納付を請求します。

つまり、会員は、認証額と同額の金員を全宅保証へ支払わなければなりません。納付期限である「納付請求書を

受け取った日から2週間以内」に納付できない場合には、全宅保証の会員資格を喪失します（宅建業法第64条の10）。

弁済制度は、本来会員が支払うべき宅地建物取引により生じた債務を、全宅保証が「立替え払い」するものであり、全宅保証は当該会員に対し、その「立替え金」を請求することになりますので「保険制度」ではありません。

2週間以内に還付充当金の納付ができず、会員資格を喪失した後も、引き続き全宅保証には求償権があり、会員に支払義務は残ったままとりますので、当該会員より支払がない場合には、債権回収のため、会員および連帯保証人に対して必要に応じて財産の差押や強制執行などの法的手段を講じる場合もあります。

支部長選出報告

令和4年2月21日、支部長選挙の告示が行われ、2名の立候補者がありました。
令和4年3月3日の選挙の結果、「内規」第20条第4項の規定により
小林忠男氏（小林住宅 代表）が次期支部長として選出されました。

募金活動

新型コロナ 医療機関へエール



愛の募金

埼玉新聞・社会福祉事業団

▼公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会大宮支部（豊田茂支部長、さいたま市大宮区仲町）

豊田茂支部長、樋口幸雄専務理事、根岸昭博常務理事、伊藤克尚青年部会長が18日、さいたま市北区の埼玉新聞社を訪れ、「新型コロナウイルス第6波に備えて尽力いただいている医療機関の皆さんのために役立ててください」と6万9千712円を託した。写真。

浄財は、11月20日にJRさいたま新都心駅で「新型コロナウイルス医療機関へエール支援金」と題して募金活動を行い、市民から寄せられたもの。同支部では2019年より青年部会が主体となつて募金活動を続けている。



宅建協会
大宮支部主催

無料不動産相談

お気軽に
お問い合わせください

埼玉県宅地建物取引業協会大宮支部では下記の日程で不動産無料相談会を開催しています。不動産に関する質問（借りるとき・貸すとき・買うとき・売るとき・相続・空家対策等）、困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

会場：さいたま市大宮区役所新庁舎 2階 市民相談室

日時：毎月第3水曜日 受付：午前9：00～11：30

R4 4月20日	5月18日	6月15日	★7月20日	8月17日	9月21日
10月19日	11月16日	12月21日	R5 1月18日	★2月15日	3月15日

★の7月20日と2月15日は4区役所（北区・西区・見沼区）同時不動産無料相談会開催日

無料法律相談

埼玉弁護士会所属の弁護士が
直接面談のうえ法律相談を行います

大宮支部会員サポートの一環として専門の弁護士による不動産をめぐる業務上のトラブル回避のための法律的かつ実務的なアドバイスを受けることができます。

また、会員の相談だけでなく会員が同行すればお客様の法律相談も可能です。

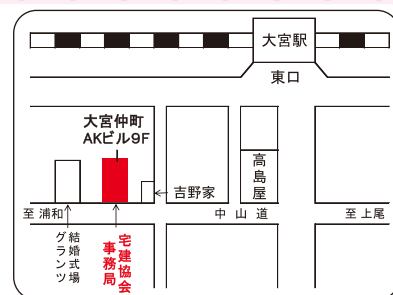
日時：毎月第2木曜日（祝日の場合は翌日）

R4 4月14日	5月12日	6月9日	7月14日	8月12日	9月8日
10月13日	11月10日	12月8日	R5 1月12日	2月9日	3月9日

相談には事前予約が必要となります。相談日の3日前までに事務局に予約してください。

詳しくは <https://www.takuken.or.jp/omiya/image/LegalConsultation.pdf>

事務局所在地 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町1-104 大宮仲町AKビル9F
電話：048-643-5051 FAX：048-641-8784
ホームページ <http://www.takuken.or.jp/omiya/>
メールアドレス omiya@takuken.or.jp



- おみやだより 2022春号
- 発行：(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部
- 発行人：豊田 茂(支部長)
- 編集人：総務財務・広報委員会／委員長：渡邊健一 副委員長：島田延芳・内海雄二
委員：高田祐一・鈴木 仁・森下喜弘 印刷：(有) 合谷印刷所